

令和5年度 第12回富里市教育委員会定例会議

日時：令和6年3月26日（火）

午後2時から

場所：本庁舎3階第3会議室

会議次第

- 1 教育長開会宣言
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 教育委員報告
- 5 議案
 - (1) 教育委員会事務局職員の任免について（教育総務課）
 - (2) 富里市立小学校及び中学校教職員の人事異動の内申について（学校教育課）
 - (3) 令和6年度とみさと教育プランの策定について（教育総務課）
 - (4) 学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について（学校教育課）
 - (5) 富里市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（生涯学習課）
- 6 報告事項
 - (1) 令和6年第1回富里市議会定例会（3月）一般質問について（教育総務課）
 - (2) 教育費に係る令和5年度富里市一般会計補正予算（第9号）について（教育総務課）
 - (3) 教育費に係る令和6年度富里市一般会計予算について（教育総務課）
 - (4) 学校給食センターの合理的活用について（学校教育課）
 - (5) 令和5年度富里市いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会について（学校教育課）
 - (6) 富里市いじめ防止基本方針の一部改定について（学校教育課）
 - (7) 富里市立幼稚園の入園募集の結果について（学校教育課）
 - (8) 月例報告
- 7 その他
- 8 教育長閉会宣言

教育長報告

1 教育長出席行事・会議等

- 3月 2日 富里市スポーツ少年団ボッチャ大会（社会体育館2階アリーナ）
- 8日 市内中学校卒業式
- 13日 給食センター検討委員会（学校給食センター）
- 14日 市立幼稚園卒園式
- 15日 市内小学校卒業式
- 19日 富里市校長会（富里第一小学校）
富里市図書館協議会（富里市立図書館）
- 26日 第12回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

（予定）

- 3月27日 印旛郡市文化財センター理事会（印旛郡市文化財センター）
給食センター運営委員会（学校給食センター）
- 28日 教職員辞令交付式（多古町コミュニティプラザ）
教職員辞令伝達式（すこやかセンター2階会議室1）
- 29日 辞令交付式（市長室）
- 4月 1日 辞令交付式（すこやかセンター2階総合健診室）
- 5日 印旛地区教育委員会連絡協議会常任委員会（印旛合同庁舎）
印旛地区教育長会議（印旛合同庁舎）
- 7日 三浦鄭街書展祝賀会（八街市内）
- 9日 市内中学校入学式
- 10日 市立小学校入学式
- 11日 市内幼稚園入学式
- 14日 スポーツ推進委員委嘱状交付式及び総会（中央公民館2階研修室）
- 16日 印旛地区教育委員会連絡協議会定期総会（ウエルコ成田）
- 17日 家庭教育学級会議（中央公民館4階第会議室）
- 18日 千葉県都市教育長協議会定期総会・研修会（ホテルポートプラザちば）
- 23日 第1回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

議案第 3 号

令和 6 年度とみさと教育プランの策定について

富里市教育委員会行政組織規則第 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度とみさと教育プランの策定について、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 6 日

富里市教育委員会教育長 吉 野 光 好

議案第 3 号

令和 6 年度とみさと教育プランの策定について（概要）

1 提案理由の説明

本案は、富里市教育振興基本計画の達成に向けて、各施策を具体的に示した「とみさと教育プラン」を毎年度見直しており、令和 6 年度版の策定に当たり、富里市教育委員会行政組織規則第 8 条第 1 項の規定により、教育委員会の議決を求めるものです。

2 根拠法令

富里市教育委員会行政組織規則（抄）

（議決事項）

第 8 条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本方針を定めること。

議案第 4 号

富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 2 6 日 提出

富里市教育委員会教育長 吉 野 光 好

富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和 4 8 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「前月」を「前々月」に改める。

第 8 条第 4 項中「又は中学校」を削り、「無料とする」を「負担しないものとする」に改め、第 8 条に次の一項を加える。

5 第 1 項の規定にかかわらず、富里市立中学校に在籍している生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、生徒に係る給食費を負担しないものとする。

(1) 前項第 1 号アからウまでのいずれにも該当すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育長が特別な事情があると認めるとき。

第 1 2 条第 4 項中「学校長による集金又は」を削る。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 8 条第 5 項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に口座振替日（富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第 1 2 条第 2 項に規定する口座振替日をいう。）が到来する給食費について適用し、同日前に口

座振替日が到来した給食費については、なお従前の例による。

議案第 4 号

富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する 規則の制定について（概要）

1 改正理由

学校給食費について、現行の第3子以降無償化とあわせ、学習経費が小学校よりも大きくなる中学校（3年間）の無償化を行うため、給食費の規定を改正するほか、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 中学校無償化（第8条関係）

次のいずれにも該当する場合に、現行の第3子以降無償化とあわせ、市立中学校に在籍している生徒の給食費を無償とします。

ア 生徒と同一生計であること。

イ 市内に居住していること。

ウ 生活保護制度又は就学援助制度で給食費の支援を受けていないこと。

※上記のほか、教育長が特別な事情があると認めるとき。

(2) 給食受給報告書の提出期限（第4条関係）

当該月の前月の5日までに学校長に提出を求めていた給食受給報告書について、食材発注の関係から給食数を早期に把握したいため、当該月の前々月の5日までに提出するものとします。

(3) 口座振替を希望しない保護者の納付（第12条関係）

給食費の口座振替を希望しない保護者等については、納入通知書での納付によるものとし、学校長による集金を廃止します。

(4) 申請様式等の見直し（別記様式関係）

事務の簡素化のため、学校長から給食センター所長に提出する書類について、押印を不要とします。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第4号

富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4条 給食センターを利用して給食を実施する学校長は、当該月の<u>前々月</u>の5日までに給食受給報告書（別記第2号様式）を所長に提出しなければならない。</p> <p>（給食費）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、扶養する子が3人以上いる保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保護者の毎年の申請（教育長が別に定める期限内にされたものに限る。）に基づき、その扶養する子のうち、富里市立小学校に在学する第3子以降の者（当該扶養する子のうち最年長者及び2番目の年長者である者を除いた者をいう。）に係る給食費を<u>負担しないものとする。</u></p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>5 <u>第1項の規定にかかわらず、富里市立中学校に在籍している生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、生徒に係る給食費を負担しないものとする。</u></p> <p><u>（1）前項第1号アからウまでのいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>（2）前号に掲げるもののほか、教育長が特別な事情があると認めるとき。</u></p> <p>（給食費の納付）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 口座振替を希望しない保護者等は、納入通知書により給食費を納付するものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p>	<p>第4条 給食センターを利用して給食を実施する学校長は、当該月の<u>前月</u>の5日までに給食受給報告書（別記第2号様式）を所長に提出しなければならない。</p> <p>（給食費）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、扶養する子が3人以上いる保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保護者の毎年の申請（教育長が別に定める期限内にされたものに限る。）に基づき、その扶養する子のうち、富里市立小学校<u>又は中学校</u>に在学する第3子以降の者（当該扶養する子のうち最年長者及び2番目の年長者である者を除いた者をいう。）に係る給食費を<u>無料とする。</u></p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（給食費の納付）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 口座振替を希望しない保護者等は、<u>学校長による集金又は納入通知書</u>により給食費を納付するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>改正後の第8条第5項の規定は、令和6年4月1日以後に口座振替日（富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第12条第2項に規定する口座振替日をいう。）が到来する給食費について適用し、同日前に口座振替日が到来した給食費については、なお従前の例による。</u></p>	

改正後	改正前
<p>第1号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富里市学校給食センター所長 様</p> <p style="text-align: center;">学 校 名 学校長氏名</p> <p style="text-align: center;">給食センター利用承認申請書</p> <p>富里市学校給食センターを利用して学校給食を実施したいので、富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 学校又は幼児施設の所在地 富里市</p> <p>2 施設開始年月日 年 月 日</p> <p>3 給食受給人員 人 内訳 (1) 幼児、児童又は生徒 人 (2) 学校の職員 人</p>	<p>第1号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富里市学校給食センター所長 様</p> <p style="text-align: center;">学 校 名 学校長氏名 印</p> <p style="text-align: center;">給食センター利用承認申請書</p> <p>富里市学校給食センターを利用して学校給食を実施したいので、富里市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 学校又は幼児施設の所在地 富里市</p> <p>2 施設開始年月日 年 月 日</p> <p>3 給食受給人員 人 内訳 (1) 幼児、児童又は生徒 人 (2) 学校の職員 人</p>

議案第 5 号

富里市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

富里市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

富里市教育委員会教育長 吉 野 光 好

富里市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

富里市公民館条例施行規則（昭和 5 8 年教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「公民館長（以下「館長」という。）」を「教育委員会」に改め、同条ただし書中「館長」を「教育委員会」に改める。

第 3 条、第 4 条、第 5 条第 2 項、第 6 条、第 7 条ただし書、第 8 条並びに第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項ただし書中「館長」を「教育委員会」に改める。別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までを次のように改める。

富里中央公民館使用許可申請書

申請番号		年 月 日			
富里市教育委員会 様					
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電 話					
F A X					
利用責任者住所					
氏 名					
電 話					
F A X					
富里中央公民館の利用を、次のとおり申請します。					
催事区分					
催事詳細					
利用内容					
利用年月日	利用時間	施設名	利 用 目 的		基 本 料
			営利/非営利	利用予定人数	
対 象 者				基本料合計	
入場料(最高額)				加 算 額	
公 益 / 収 益				減 額	
				利 用 料	

富里中央公民館使用許可書

申請番号		年 月 日
申請者住所		
氏名又は団体の名称		
代表者氏名		
電 話		
F A X		
利用責任者住所		
氏 名		
電 話		
F A X		
富里市教育委員会		
富里中央公民館の利用を、次のとおり承認します。		

催 事 区 分	
催 事 詳 細	
利 用 内 容	

利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名	利 用 目 的		基 本 料
			営利/非営利	利用予定人数	
対 象 者				基本料合計	
入場料 (最高額)				加 算 額	
公 益 / 収 益				減 額	
					利 用 料

富里中央公民館使用料減額免除申請書

申請番号		年 月 日
富里市教育委員会 様		
申請者住所		
.....		
氏名又は団体の名称		
.....		
代表者氏名		
.....		
電 話		
.....		
利用責任者住所		
.....		
氏 名		
.....		
電 話		
.....		
富里中央公民館の利用料の減額・免除を次のとおり申請します。		

利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名	減 免	基 本 料	減 免 額 (減 免 率)
申請理由			基 本 料 合 計		
			減 免 額 合 計		
			減 額		
			加 算 額		
			利 用 料		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 号

富里市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（概要）

1 改正理由

施設利用に当たっての利用申請等方法にオンラインシステムを導入することから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 許可権限者の見直し

他の教育施設と合わせて許可権者を富里市教育委員会に改めるものです。

(2) 様式の改正について

オンラインシステムの導入により、様式の改正を行います。

【改正様式一覧】

・第 1 号様式	富里中央公民館使用許可申請書	全部改正
・第 2 号様式	富里中央公民館使用許可書	全部改正
・第 3 号様式	富里中央公民館使用料減免申請書	全部改正

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

富里市公民館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用の手続)</p> <p>第2条 公民館の施設及び設備を使用しようとする者は、使用予定日の3か月前（講堂（舞台のみを除く。）については6か月前）の月の初日から2日前までに公民館使用許可申請書（別記第1号様式）を<u>教育委員会</u>に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(使用の手続)</p> <p>第2条 公民館の施設及び設備を使用しようとする者は、使用予定日の3か月前（講堂（舞台のみを除く。）については6か月前）の月の初日から2日前までに公民館使用許可申請書（別記第1号様式）を<u>公民館長</u>（以下「館長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、<u>館長</u>が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p>
<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、前条の規定により提出された申請書を審査し、使用させることに支障がないと認めるときは、公民館使用許可書（別記第2号様式）を当該申請者に交付する。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 <u>館長</u>は、前条の規定により提出された申請書を審査し、使用させることに支障がないと認めるときは、公民館使用許可書（別記第2号様式）を当該申請者に交付する。</p>
<p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第4条 公民館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、公民館の使用に際し、許可書を<u>教育委員会</u>に提示し、その指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育委員会</u>の指示に従い、公民館内外の秩序を保つため必要な場合は、整理員を置くこと。</p> <p>(3)～(9) (略)</p>	<p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第4条 公民館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、公民館の使用に際し、許可書を<u>館長</u>に提示し、その指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>館長</u>の指示に従い、公民館内外の秩序を保つため必要な場合は、整理員を置くこと。</p> <p>(3)～(9) (略)</p>
<p>(実費徴収)</p> <p>第7条 陶芸用電気炉の運転に必要な電力を使用する者は、使用電力量に応じた電気料金相当額を支払わなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(実費徴収)</p> <p>第7条 陶芸用電気炉の運転に必要な電力を使用する者は、使用電力量に応じた電気料金相当額を支払わなければならない。ただし、<u>館長</u>が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p>
<p>(原状回復の届出)</p> <p>第8条 使用者が、公民館を使用後原状に回復したときは、<u>教育委員会</u>に届け出て点検</p>	<p>(原状回復の届出)</p> <p>第8条 使用者が、公民館を使用後原状に回復したときは、<u>館長</u>に届け出て点検を受</p>

改正後	改正前
<p>を受け、その指示に従わなければならない。</p> <p>(損傷の届出及び賠償)</p> <p>第9条 使用者は、公民館の建物、設備又は器具を損傷したときは、直ちに<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の届出により建物、設備又は器具に損傷が認められるときは、現品又は相当の代価を使用者に請求するものとする。</p> <p>3 使用者は、前項の請求を受けたときは、請求を受けた日から7日以内に賠償を行わなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が理由があると認めるときは、期限を延長することができる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>け、その指示に従わなければならない。</p> <p>(損傷の届出及び賠償)</p> <p>第9条 使用者は、公民館の建物、設備又は器具を損傷したときは、直ちに<u>館長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>館長</u>は、前項の届出により建物、設備又は器具に損傷が認められるときは、現品又は相当の代価を使用者に請求するものとする。</p> <p>3 使用者は、前項の請求を受けたときは、請求を受けた日から7日以内に賠償を行わなければならない。ただし、<u>館長</u>が理由があると認めるときは、期限を延長することができる。</p>

改正後

第1号様式 (第2条関係)

第1号様式(第2条関係)

富里中央公民館使用許可申請書

申請番号				年月日	
富里市教育委員会					
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電 話					
F A X					
利用責任者住所					
氏 名					
電 話					
F A X					
富里中央公民館の利用を、次のとおり申請します。					
催事区分					
催事詳細					
利用内容					
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的		基本料
			当利/非当利	利用予定人数	
対象者				基本料合計	
入場料(最高額)				加算額	
公益/収益				減額	
				利用料	

改正前

第1号様式 (第2条関係)

第1号様式 (第2条関係)

富里中央公民館使用許可申請書

富里中央公民館長 様

年 月 日

TEL ()

申請者住所

団 体 名

代 表 者

氏 名

印

下記のとおり公民館及び設備を使用したいので申請します。

記

使用の目的			
使用の施設	使用見込人員	名	
使用の日時	年 月 日 (曜日)	自 時 分	至 時 分
使用責任者	住所	氏 名	
特に必要とする設備			その他

第2号様式 (第5条関係)

富里中央公民館使用料減免申請書

富里中央公民館および設備を下記目的により使用するので使用料の減額・免除を申請します。

使用目的 (具体的に記入)			
------------------	--	--	--

富里市公民館条例施行規則第 条第 項第 号により使用料を減額・免除します。

使用許可書交付済	円	館 長	主 査	主 査	係 員
月 日	円				
係 員	円				
	円				
計	円				

改正後

第2号様式 (第3条関係)

第2号様式(第3条関係)

富里中央公民館使用許可書

申請番号				年月日	
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電話					
F A X					
利用責任者住所					
氏名					
電話					
F A X					
富里市教育委員会					
富里中央公民館の利用を、次のとおり許可します。					
催事区分					
催事詳細					
利用内容					
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的		基本料
			営利/非営利	利用予定人数	
対象者				基本料合計	
入場料(最高額)				加算額	
公益/収益				減額	
				利用料	

改正前

第2号様式 (第3条関係)

第2号様式 (第3条関係)

富里中央公民館使用許可書

年 月 日

TEL ()

申請者住所

団体名

代表者氏名

様

下記のとおり公民館及び設備の使用について許可します。

富里中央公民館長 印

使用の目的			
使用の施設	使用見込人員	名	
使用の日時	年 月 日 (曜日)	自 時 分	至 時 分
使用責任者住所	氏名		
特に必要とする設備	その他		
使用許可条件			

「富里市公民館条例施行規則」第5条第 項第 号に該当するので、使用料の減額・免除を許可いたします。

使用上の注意

- 1) 会場使用後は必ず清掃し、使用した設備はもとに戻してください。
- 2) 使用時間は厳守してください。
- 3) 湯茶の道具は公民館にありますが、お茶葉は利用者をご持参ください。
- 4) 使用目的に反するときは使用を取り消す場合もあります。
- 5) 使用の際は必ずこの許可書を持参し事務室へお出ください。
- 6) 火気に十分注意して下さい。

改正後

第3号様式 (第5条関係)

第3号様式(第5条関係)

富里中央公民館使用料減額免除申請書

申請番号						年月日
富里市教育委員会						
申請者住所						
氏名又は団体の名称						
代表者氏名						
電話番号						
利用責任者住所						
氏名						
電話番号						
富里中央公民館の利用料の減額・免除を、次のとおり申請します。						
利用年月日	利用時間	施設名	減免	基本料	減免額 (減免率)	
申請理由	基本料合計					
	減免額合計					
	減額					
	加算額					
	利用料					

改正前

第3号様式 (第5条関係)

第1号様式 (第2条関係)

富里中央公民館使用許可申請書

富里中央公民館長 様

年 月 日

TEL ()

申請者住所

団体名

代表者名

氏名

印

下記のとおり公民館及び設備を使用したいので申請します。

記

使用の目的			
使用の施設	使用見込人員	名	
使用の日時	年 月 日 (曜日)	自 時 分	至 時 分
使用責任者	住所	氏名	
特に必要とする設備		その他	

第3号様式 (第5条関係)

富里中央公民館使用料減免申請書

富里中央公民館および設備を下記目的により使用するので使用料の減額・免除を申請します。

使用目的 (具体的に記入)	
------------------	--

富里市公民館条例施行規則第 条第 項第 号により使用料の減額・免除を申請します。

使用許可書交付済	円	館長	主査	主査	係員
月 日	円				
係 員	円				
	円				
計	円				

報告事項 1

令和 6 年 3 月議会一般質問（個人）

議員名 (会派名)	日下部 千秋 (公明党)	質問順	1
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部学校教育課	担当課長名	中澤 一志
質問事項	2 薬物乱用防止から若年層を守るための教育について		
質問要旨	(1) 薬物全体の検挙数は。 (2) 小中学校の薬物乱用防止教育について		

議員名 (会派名)	國本正美 (富里自民の会)	質問順	2
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部学校教育課	担当課長名	中澤 一志
質問事項	3 本市の不登校児童・生徒について		
質問要旨	(1) 本市の状況と対応について (2) 不登校児童・生徒の相談体制について		

議員名 (会派名)	河田厚子 (富里自民の会)	質問順	5
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部学校教育課	担当課長名	中澤 一志
質問事項	2 学校における子供たちのプライバシーの配慮について		
質問要旨	(1) 学校の健康診断について (2) 体育の授業等での更衣時について		

議員名 (会派名)	河田厚子 (富里自民の会)	質問順	5
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部生涯学習課	担当課長名	池内 実
質問事項	3 豊かな心を育むための継続的な芸術鑑賞について		
質問要旨	(1) 今後の芸術鑑賞の計画は。		

議員名 (会派名)	河田厚子 (富里自民の会)	質問順	5
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部図書館	担当課長名	吉林 昌寿
質問事項	3 豊かな心を育むための継続的な芸術鑑賞について		
質問要旨	(2) 市立図書館における芸術鑑賞の機会について ア 今後のとみらいテラスのイベントは。 イ 図書館BGMの今後の展開は。		

議員名 (会派名)	高橋 益 枝 (富里自民の会)	質問順	6
		答 弁 者	教育長
担当部課名	教育部学校教育課	担当課長名	中 澤 一 志
質問事項	4 学校給食米について		
質問要旨	(1) 給食における有機米の使用について		

議員名 (会派名)	高橋 益 枝 (富里自民の会)	質問順	6
		答 弁 者	教育長
担当部課名	教育部学校教育課	担当課長名	中 澤 一 志
質問事項	5 虞犯少年について		
質問要旨	(1) 本市への相談及び対応について		

議員名 (会派名)	柏 崎 のり子 (無所属)	質問順	9
		答 弁 者	教育長
担当部課名	教育部教育総務課	担当課長名	中 川 幸 雄
質問事項	1 防災対策について		
質問要旨	(1) 避難所となる小・中学校体育館にエアコンの設置、洋式トイレの改修促進について		

議員名 (会派名)	柏 崎 のり子 (無所属)	質問順	9
		答 弁 者	教育長
担当部課名	教育部学校教育課	担当課長名	中 澤 一 志
質問事項	2 教育行政について		
質問要旨	(1) 教員未配置校の現状について (2) 学校健診における児童生徒の状況は。		

報告事項 5

令和5年度第1回富里市いじめ問題対策連絡協議会（概要）

日 時 令和5年8月2日（水）午後1時30分～
場 所 富里中央公民館4階大会議室
出席者 林委員(第一小校長)、佐藤委員(富南中校長)、刈田委員(根木名小教諭)、折目委員(富北中教諭)、富塚委員(中央児相)、高松委員(生安課長)、松尾委員(北総地区少年センター)、森委員<代理>(人権擁護委員)、石井委員(子育て支援課)、教育長、教育部長、教育総務課長、学校教育課長、ふれあいセンター(今井)、事務局2名

- 1 委嘱状交付
- 2 教育長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 報告
 - ・「令和5年度 富里市いじめ状況調査（1学期）」の状況について
- 5 議題
 - (1) 富里市におけるいじめ未然防止対策等について
 - (2) 事例検討
 - (3) その他
- 6 その他

令和5年度第2回富里市いじめ問題対策連絡協議会（概要）

日 時 令和6年2月9日（金）午後1時30分～
場 所 富里中央公民館4階大会議室
出席者 山本委員<代理>(第一小校長)、佐藤委員(富南中校長)、刈田委員(根木名小教諭)、折目委員(富北中教諭)、松尾委員(北総地区少年センター)、高安委員(人権擁護委員)、石井委員(子育て支援課)、教育長、教育総務課長、学校教育課長、ふれあいセンター(今井)、事務局2名

- 1 委嘱状交付（高安委員）
- 2 教育長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 報告
 - ・富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部改訂について
- 5 議題
 - (1) 令和5年度富里市いじめ状況について
 - (2) 令和4・5年度富里市内いじめ状況と重点目標について
 - (3) 市いじめ防止重点目標の評価について
 - (4) 架空事例（検討）について
- 6 その他

令和5年度第1回富里市いじめ問題調査委員会（概要）

日 時 令和6年1月18日（木）午後1時30分～

場 所 本庁舎3階第3会議室

出席者 野口委員(弁護士)、瀬戸委員(医師)、村松委員(臨床心理士)、並木委員、
(大学講師・元校長)、戸村委員(家庭教育指導員・元校長)、教育長、教
育部長、教育総務課長、学校教育課長、事務局2名

※欠席：小倉委員（社会福祉士）

- 1 委嘱状交付
- 2 教育長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 報告
 - (1) 富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部改訂について
 - (2) 令和4年度第2回いじめ問題調査委員会（令和5年3月15日開催）で協議した事案の報告について
 - (3) 「令和5年度第1回富里市いじめ問題対策連絡協議会」の内容について
- 5 議事
 - (1) 令和5年度富里市いじめ状況報告について
 - (2) 令和4・5年度富里市内いじめ状況解説について
 - (3) 事例紹介について（重大事態になったケース）
 - (4) 事例検討について
- 6 その他

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する

調査結果（いじめ）と令和4・5年度富里市いじめ状況の比較

※富里市「R5の数値」は令和5年12月末（2学期）までの数値

【いじめの状況 ～抜粋～】

① いじめの認知件数

<全国>

	R5 発生件数（千人率）	R4 発生件数（千人率）	R3 発生件数
小学校	未調査	551.944 件（89.1）	500.562 件
中学校	未調査	111.404 件（34.3）	97.937 件
高等学校	未調査	15.568 件（4.9）	14.157 件
特別支援学校	未調査	3.032 件（20.7）	2.659 件
全体	未調査	681.948 件（53.3）	615.351 件

<富里市>

	R5 発生件数（千人率）	R4 発生件数（千人率）	R3 発生件数（千人率）
小学校	※70 件（33.5）	70 件（32.9）	52 件（21.7）
中学校	※48 件（42.8）	36 件（31.1）	31 件（20.7）
全体	※118 件（38.2）	106 件（32.3）	82 件（21.2）

②いじめを認知した学校数

	R5 学校数	R5 全学校に占める割合	R4 学校数	R4 全学校に占める割合
全国	未調査	未調査	29,842 校	82.1%
富里市	10 校	100%	10 校	100%

③いじめの状況で「解消しているもの」の件数の割合

	R5 割合	R4 割合
全国	未調査	77.1%
富里市	※44.9%	95.2%

④いじめ発見のきっかけ

	R5 全国	R5 富里市	R4 全国	R4 富里市
アンケート調査など学校の取組により発見	未調査	※19.3%	51.4%	16.5%
本人からの訴え	未調査	※29.5%	19.2%	25.2%
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	未調査	※4.5%	11.8%	6.5%
学級担任が発見	未調査	※10.2%	9.6%	21.6%

⑤いじめられた児童生徒の相談の状況

	R5 全国	R5 富里市	R4 全国	R4 富里市
学級担任に相談	未調査	※37.7%	82,2%	72.1%

⑥いじめの態様

	R5 全国	R5 富里市	R4 全国	R4 富里市
パソコンや携帯電話等を使ったいじめ	未調査	※5.9%	3,5%	9.0%

⑦いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の発生件数

	R5 全国	R5 富里市	R4 全国	R4 富里市
重大事態の発生件数	未調査	※0 件	923 件	0 件

⑧地方自治体における「地方いじめ防止基本方針」の策定、「いじめ問題対策連絡協議会」及び重大事態の調査を行う機関の設置状況

※R4 年度から本調査項目がなくなったために R3 年度の数値を記載

		R3 策定又は設置済みの 都道府県 (R2)	R3 策定又は設置済み の市町村 (R2)	富里市
地方いじめ防止基本方針		100% (100%)	97.7%(96.8%)	策定済み
いじめ問題対策連絡協議会		100% (100%)	85.0%(83.3%)	設置済み (富里市いじめ問題対策連絡協議会)
重大事態 の調査等 を行うた めの機関	教育委員会の 附属機関	85.1%(85.1%)	74.0%(72.7%)	設置済み (富里市いじめ問題調査委員会)
	地方公共団体 の附属機関	93.6%(93.6%)	64.1%(62.6%)	R6 年度に設置予定 (富里市いじめ問題再調査委員会)

1 令和6年度富里市立幼稚園児数について

(1) 令和6年度富里市立幼稚園児願書受付状況

幼稚園名	募集人数	願書受付数	願書変更受付数	合計
浩養幼稚園	3歳児 7名	9名	0名	9名
	4歳児 13名	7名	0名	7名
	5歳児 5名	0名	0名	0名
富里幼稚園	4歳児 70名	26名	0名	26名
	5歳児 35名	6名	0名	6名

(2) 令和6年度富里市立幼稚園入園児の予定者数

幼稚園名	募集人数	入園予定者
浩養幼稚園	3歳児 7名	9名
	4歳児 13名	7名
	5歳児 5名	0名
富里幼稚園	4歳児 70名	26名
	5歳児 35名	6名

浩養幼稚園 3歳児 7名の募集を 4歳児の定員に空きがあるため、9名に変更。

(3) 令和6年度富里市立幼稚園児予定数・学級数

幼稚園名	園児数	学級数
浩養幼稚園	3歳児 9名	1学級
	4歳児 14名	
	5歳児 20名	1学級
富里幼稚園	4歳児 26名	1学級
	5歳児 41名	2学級

月 例 報 告 (3 月)

教育総務課

1 月例報告

日	曜日	内 容	場 所	出 席 者
1	金	部課長会議	すこやかセンター2階 総合健診室	教育長・部長・課長
11	月	部長会議	本庁舎第3会議室	教育長・部長
		第12回教育委員会課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
25	月	部長会議	本庁舎第3会議室	教育長・部長
26	火	第12回教育委員会定例会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐

2 4月の予定

日	曜日	内 容	場 所	出 席 者
1	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
5	金	部課長会議	すこやかセンター2階 総合健診室	教育長・部長・課長
9	火	第1回教育委員会課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
15	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
23	火	第1回教育委員会定例会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐
30	火	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長

月例報告（3月）

学校教育課(学事班・指導班・給食センター)

1 月例報告

日	曜日	内 容	場 所	出席者
8	金	中学校卒業式	各中学校	各来賓等
14	木	卒園式	各幼稚園	各来賓等
15	金	小学校卒業式	各小学校	各来賓等
21	木	外国語指導補助員会議	富里中央公民館 1階サークル室	外国語指導補助員・指導主事
22	金	市立小中学校終了式	各小中学校	

2 4月の予定

日	曜日	内 容	場 所	出席者
9	火	中学校入学式	各中学校	各来賓等
10	水	小学校入学式	各小学校	各来賓等
		学校給食開始		
11	木	入園式	各幼稚園	各来賓等
		就学援助担当者説明会	中央公民館	就学援助事務担当者

令和5年度 第11回 校長会議

日時：令和6年3月19日（火）13:30～
会場：富里第一小学校

◎ 各課から

- ・教育総務課より（令和5年度富里市校長会からの要望について 回答）
- ・生涯学習課より（チラシの配布について）

◎ 教育長から

◎ 学校教育課から

（1）学校教育課長から

- 1 学校運営について
- 2 教職員の服務関係について
- 3 その他（富里中央公園内の安全確保について）

（2）連絡事項

- ・学校給食学校別残食率（2月） 【資料1】
- ・富里市令和5年度長欠率（2月） 【資料2】
- ・幼・保・小 架け橋プログラムについて 【資料3】
- ・児童生徒への災害時避難者用備蓄品の配布について 【資料4】

（3）その他

◎ 教育部長から

※次回校長会（案）4月3日（水）13:30～ 会場：富里中央公民館4階大会議室

令和5年度分学校給食費徴収状況一覧

令和6年2月29日現在

期間：R5.4.1～R6.2.29まで

(単位：円)

学校名	給食費	徴収額	未納額	徴収率 (A)	前年度同期 徴収率(B)	比較 (A)-(B)
富里小	27,489,790	25,843,990	1,645,800	94.01%	96.25%	△ 2.24
富里第一小	5,478,750	5,406,650	72,100	98.68%	98.69%	△ 0.01
富里南小	14,679,590	14,032,390	647,200	95.59%	97.81%	△ 2.22
浩養小	3,287,500	3,194,840	92,660	97.18%	97.87%	△ 0.69
日吉台小	14,518,760	14,337,550	181,210	98.75%	99.44%	△ 0.69
根木名小	5,858,050	5,651,510	206,540	96.47%	98.37%	△ 1.90
七栄小	12,191,030	11,951,050	239,980	98.03%	98.43%	△ 0.40
富里中	34,602,110	33,288,830	1,313,280	96.20%	96.40%	△ 0.20
富里北中	8,286,890	8,011,710	275,180	96.68%	97.02%	△ 0.34
富里南中	11,979,700	11,300,260	679,440	94.33%	96.38%	△ 2.05
浩養幼	1,765,290	1,632,810	132,480	92.50%	99.03%	△ 6.53
富里幼	2,648,790	2,592,400	56,390	97.87%	98.57%	△ 0.70
学校給食 センター	3,183,250	3,183,250	0	100.00%	100.00%	0.00
合計	145,969,500	140,427,240	5,542,260	96.20%	97.37%	△ 1.17

準要保護児童生徒就学援助制度認定者分を除く累計額

令和5年度 学校給食の学校別残食率

単位 %

小学校名	年度	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
富里小学校	令和4年度	残食率	20.19	22.25	26.69	23.30	19.47	21.18	17.06	18.32	13.98	13.04	17.76	19.40
	令和5年度	残食率	17.25	19.73	17.38	16.30	14.37	13.60	13.40	9.78	5.67	9.94		
富里第一小学校	令和4年度	残食率	7.41	11.60	12.96	12.41	10.78	9.83	6.76	6.12	2.36	5.25	6.18	8.47
	令和5年度	残食率	6.59	10.72	8.76	7.75	9.89	11.07	7.93	4.52	6.94	8.31		
富里南小学校	令和4年度	残食率	10.03	8.46	12.61	7.95	8.27	8.07	6.57	6.12	1.95	1.91	6.51	7.27
	令和5年度	残食率	19.04	10.37	10.65	9.13	7.90	7.85	7.70	6.57	6.86	7.50		
浩養小学校	令和4年度	残食率	3.83	3.27	4.99	-0.43	1.75	4.22	-1.00	0.25	-9.29	2.24	3.65	1.37
	令和5年度	残食率	4.68	4.98	3.10	3.00	3.98	-0.86	2.49	0.56	-1.94	-1.48		
日吉台小学校	令和4年度	残食率	13.69	14.57	16.69	14.82	13.87	13.50	11.83	9.61	7.30	8.13	10.40	12.33
	令和5年度	残食率	13.96	16.49	13.24	13.30	14.35	15.68	13.52	10.41	11.63	11.39		
根木名小学校	令和4年度	残食率	11.51	14.48	16.52	16.03	12.33	10.86	10.38	8.52	5.07	5.14	11.29	11.03
	令和5年度	残食率	8.79	11.90	7.23	10.18	7.64	8.82	8.49	4.35	3.82	5.51		
七栄小学校	令和4年度	残食率	12.96	15.15	14.46	13.81	13.83	14.85	12.91	9.85	6.54	6.95	10.81	12.07
	令和5年度	残食率	11.91	12.63	13.06	12.02	10.60	13.19	10.83	8.11	8.15	7.92		
小学校全体	令和4年度	残食率	14.20	15.69	18.20	15.45	14.24	14.80	11.78	11.28	6.37	7.88	11.75	12.95
	令和5年度	残食率	14.13	15.24	13.19	12.79	12.26	12.48	10.65	7.67	7.77	8.59		

中学校名	年度	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
富里中学校	令和4年度	残食率	7.76	7.00	10.99	9.54	12.20	8.11	8.91	3.95	0.56	3.23	5.01	7.19
	令和5年度	残食率	5.71	6.42	5.68	6.77	5.03	5.99	2.31	0.72	0.62	2.17		
富里北中学校	令和4年度	残食率	-1.09	0.02	2.86	4.19	2.34	3.12	2.85	0.86	-1.43	2.98	3.77	1.86
	令和5年度	残食率	0.13	-0.21	0.70	0.78	1.27	-0.01	-0.60	-1.84	-2.74	-2.24		
富里南中学校	令和4年度	残食率	3.33	6.03	11.24	8.45	10.49	11.31	9.82	7.76	3.35	6.31	-2.46	7.19
	令和5年度	残食率	-0.16	0.17	0.35	-0.71	-0.29	1.37	0.91	0.07	-1.92	-2.65		
中学校全体	令和4年度	残食率	5.89	6.72	10.44	9.10	10.28	9.12	9.76	6.12	3.38	6.04	4.75	7.54
	令和5年度	残食率	4.53	5.30	5.01	4.95	4.95	5.41	3.68	2.09	1.48	2.10		

小中学校全体	令和4年度	残食率	11.02	12.29	15.24	13.06	12.97	12.77	11.16	9.22	5.64	7.27	9.45	11.01
	令和5年度	残食率	10.11	11.51	9.97	9.73	9.72	9.80	7.94	5.34	5.30	6.26		

月 例 報 告 (3 月)

生涯学習課（社会教育班、文化資源活用班）

1 月例報告

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
6	水	令和5年度家庭教育学級長・主事 会議及び富里市親力UP講演会	社会教育班	富里中央公民館 2階研修室 4階大会議室	社教班
24	日	旧岩崎家末廣別邸 「春のミニ演奏会」	文化資源活用班	旧岩崎家末廣別邸 主屋	文化資源活用 班
25	月	文化財保存活用地域計画協議会	文化資源活用班	富里中央公民館 2階研修室	文化資源活用 班

(1) 公民館利用状況（2月）

施設名称	開館日数	利用団体数	利用者数(人)	利用者数累計(人)
富里中央公民館	22	238	2,333	34,634

(2) 埋蔵文化財所在の取扱いについて（確認）件数（2月）

回 答 内 容	件 数	確認件数	確認件数累計
遺跡あり回答	4	38	471
遺跡なし回答	34		

2 4月予定

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
2～ 24		令和6年度芸術鑑賞事業 「一輝く風をー」 三浦鄭街書展	文化資源活用班	とみらいテラス 1階市民 ギャラリー	
14	日	令和6年度富里市青少年相 談員連絡協議会定期総会	社会教育班	富里中央公民館 4階大会議室	課長、社会教育班
17	水	令和6年度家庭教育学級主 事・学級長合同会議及び富 里市家庭教育学級連絡協議 会定期総会	社会教育班	富里中央公民館 4階大会議室	市長、教育長、 部長、課長、 社会教育班

月 例 報 告 (3 月)

生涯学習課 (スポーツ振興班)

1 月例報告

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
2	土	富里市スポーツ少年団 ポッチャ大会	ス ^ポ ーツ 振興班	富里社会体育館	教育長、課長、 ス ^ポ ーツ振興班
6	水	富里市学校体育施設開放 利用団体代表者会議	ス ^ポ ーツ 振興班	富里中央公民館 講 堂	課長 ス ^ポ ーツ振興班
6	水	富里市スポーツ協会 役員会	ス ^ポ ーツ 振興班	富里社会体育館 小会議室	ス ^ポ ーツ振興班
9～10	土、日	全国ご当地ラン&ライド2024 出展	ス ^ポ ーツ 振興班	東京ドームシテ イラクーア	ス ^ポ ーツ振興班
11	月	富里市スポーツ推進委員 協議会 役員会	ス ^ポ ーツ 振興班	富里社会体育館	ス ^ポ ーツ振興班
14	木	富里市スポーツ少年団 常任委員及び指導者協議会委 員会議	ス ^ポ ーツ 振興班	富里中央公民館 2F 研修室	ス ^ポ ーツ振興班
19	火	富里市スポーツ協会 理事会	ス ^ポ ーツ 振興班	富里中央公民館 4階大会議室	課長 ス ^ポ ーツ振興班

体育施設利用状況 (2月分)

施設名称		開館, 開場日数	利用団体数	利用者数 (人)	利用者数累計 (人)
社会体育館		25	218	3,771	39,779
トレーニングルーム		25		406	4,301
市営運動場	テニス	29	52	326	3,962
	野球	29	16	181	2,936
高野運動広場		29	19	226	8,305

2 4月予定

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
14	日	富里市スポーツ推進委員協 議会 総会	ス ^ポ ーツ 振興班	富里中央公民館 2階研修室	課長、ス ^ポ ーツ振興 班
27	土	富里市スポーツ協会 総会	ス ^ポ ーツ 振興班	富里中央公民館 4階大会議室	課長、ス ^ポ ーツ振興 班
未定	未定	富里市スポーツ少年団 総 会	ス ^ポ ーツ 振興班	未定	課長、ス ^ポ ーツ振興 班

月 例 報 告 (3 月)

とみらいテラス (図書館)

1 月例報告

日	曜	内 容	場 所	出席者
1	金	おはなし会	北部コミュニティセンター	親子読書支援 コンシェルジュ
7	木	おはなし会	向台子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
9	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
12	火	おはなし会	葉山キッズ子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
13	水	親子おはなし会	研修会議室 3	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
13	水	映画会 (永遠のニシパ)	AVホール	図書館職員
14	木	みんなであそぼう	研修会議室 3	親子読書支援 コンシェルジュ
19	火	図書館協議会	研修会議室 3	教育長、協議会委員 図書館職員
22	金	親子あそび	児童コーナー	NPO ホタルの会 親子読書支援 コンシェルジュ
23	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
23	土	講座「御料牧場の歴史」	AVホール	図書館職員
27	水	春のおはなし会	研修会議室 3	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員

(1) 利用状況

内 容	2 月	年度累計
開館日数	20	265
入館者数	11,437	179,573
貸出者数 (団体以外)	2,857	38,749
貸出冊数 (団体以外)	10,641	139,609
新規登録者数	82	1,274
リクエスト冊数	1,414	16,782
AVブース利用回数	43	884
インターネットブース利用回数	24	268
ホームページアクセス数	7,000	70,305
おはなし会参加者数	1 回 4 名	23 回 98 名
臨時おはなし会参加者数	1 回 9 名	13 回 112 名
映画会鑑賞者数	2 回 76 名	22 回 498 名
視察者数	1 回 7 名	1 回 7 名

2 4月の予定

日	曜	内 容	場 所	出席者
6	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
17	水	映画会 (マイ・ダディ)	AVホール	図書館職員
20	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
24	水	親子おはなし会	研修会議室3	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
未定		おはなし会	北部コミュニティ センター	親子読書支援 コンシェルジュ
未定		おはなし会	向台子育て 支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
未定		おはなし会	葉山キッズ子育て 支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
未定		みんなであそぼう	研修会議室3	親子読書支援 コンシェルジュ
未定		親子あそび	児童コーナー	NPO ホタルの会 親子読書支援 コンシェルジュ

3 複合化に係る利用状況等

(1) 親子読書支援コンシェルジュ

		2月		年度累計	
対応人数		116組	250人	2,030組	4,852人
支 援 内 容	見守り	107組		1,816組	
	読み聞かせ	47組		409組	
	絵本紹介	51組		1,050組	
	相談等	7組		298組	
	行事参加	57組		398組	

(2) 読書通帳活用状況

	2月	年度累計
通帳配布数	17冊	219冊
スタンプ数	169個	1,821個

(3) 学校連携

	2月	年度累計
よむよむ便 (小学校)	(年3回 1,050冊/7校) (5,9,12月実施予定) 1回 1,050冊/7校	3,150冊/3回
中学校定期便	(年2回、5月・10月実施予定)	600冊/2回
調べ学習	2月 0件 0冊	4月～2月 28件/451冊
図書館資料活用便	2月 0件 0冊	4月～2月 11件/508冊

(4) 企画展示本

- 一般書展示本 3月「みんなで応援！子育て支援」
- 児童書展示本 3月「春になったら」

(5) 市民ギャラリー

実施月	実施場所	実施期間	作家・テーマ
3月	ギャラリーA	令和6年3月1日 ～3月27日	富里高校作品展
	ギャラリーB	令和6年2月9日 ～3月27日	選挙ポスター展

富里市学校給食センターの 合理的活用について (第5次報告)

教育部学校教育課



1 第4次報告事項で検証することとした内容

(令和5年12月 教育委員会定例会議説明)

- ① 酒々井町との共同利用に当たり食数が増加するが、現状の施設で対応可能なのか、それとも追加投資が必要なのか。
- ② 酒々井町との共同利用に当たり、現在の調理器具で対応が可能か、それとも追加投資が必要なのか。
- ③ 共同調理をした場合の食材の購入先の選定方法をどうするか。
- ④ 共同利用をした場合、献立の立案はどのように行うか。
- ⑤ 共同利用を行った場合の運営経費はどれくらい減額となる見込みか。



2 検証内容の報告

両市町で組織する「富里市・酒々井町学校給食センター共同利用検討会」や調理業務委託業者を交え、共同利用を行った場合のシミュレーションを行い、第4次報告の各事項について検証を行いました。

ここにテキストを入力

- ① 酒々井町との共同利用に当たり食数が増加するが、現状の施設で対応可能なのか、それとも追加投資が必要なのか。

⇒共同利用に伴い食数が増加することから、本市の既存設備に加え、酒々井町の受入れに当たってカート消毒保管庫や冷蔵庫などの厨房機器設備を新たに増設するための追加投資が必要ながわかりました。

概算額 約1,360万円

※費用の見積りは令和6年2月現在のものであり、今後の物価高騰等により変動が予想されます。



② 酒々井町との共同利用に当たり、現在の調理器具で対応が可能か、それとも追加投資が必要なのか。

⇒共同利用に伴う食数増加により、作業台、調理用カート、配缶台などの調理器具を増やすための追加投資が必要であることがわかりました。また、酒々井町の給食用食器・食缶・運搬コンテナ等は、富里市の仕様に合わせて更新する必要があります。なお、酒々井町で現在使用されている調理器具で使用可能なものについては活用していくこととします。

概算額	調理器具	約760万円
	食器・食缶類	約3,800万円

※費用の見積りは令和6年2月現在のものであり、今後の物価高騰等により変動が予想されます。



③ 共同調理をした場合の食材の購入先の選定方法をどうするか。
⇒基本的には富里市が調達することとなりますが、地産地消の観点から、富里産と酒々井産食材をどのような割合で取り入れるかなどの点について、今後調整する必要があります。

④ 共同利用をした場合、献立の立案はどのように行うか。
⇒千葉県から配置されている栄養教諭は富里市のみ配属となるため、基本的に富里市で立案することになりますが、学校給食は食に関する実践的な指導の基となるので、両市町の子どもたちの健康状態や食に関する文化・産業・地域事情等に応じることができるよう、配置体制について、今後協議することとします。
なお、献立の立案に当たっては、両市町の地場産物を活用できるよう工夫してまいります。



⑤ 共同利用を行った場合の運営経費はどれくらい減額となる見込みか。

⇒現在の試算では、調理業務委託料や光熱水費など、両市町それぞれ令和5年度当初予算比で減額が見込まれます。また、共同利用開始後の施設整備・改修費用については、両市町で按分することとしているため、それに係る経費の削減も見込まれます。

①のとおり、共同利用を行うに当たり、初期段階で追加投資費用が必要となりますが、運営経費の減額分で回収が十分可能であることがわかりました。

減額概算額 約1,500万円(両市町合計の年額)

※費用の見積りは令和6年2月現在のものであり、今後の物価高騰等により変動が予想されます。



3 検証を踏まえた今後の対応

- 以上の検証結果から、共同利用によって一時的には初期費用の投資が生じるものの、運営経費の削減によって回収が可能であること、また、回収後は、削減分を将来に向けた施設整備に役立てることができるほか、運営方法の工夫によって、両市町の学校給食がさらに充実したものになる可能性があることを確認できました。
- この結果を受け、富里市教育委員会は、酒々井町との学校給食センター共同利用の実現に向けて取り組んでいきたいと考えます。
- 今後、両市町による覚書を取り交わし、「共同利用開始日」、「共同利用に係る追加投資費用の負担割合」、「共同利用開始後の調理業務委託料及び経常経費の負担割合」について、本格的な協議を開始いたします。



○覚書で示した協議内容につきましてはご説明させていただいた上で、令和6年6月議会定例会に、地方自治法に基づく「富里市と酒々井町における学校給食事務の委託に関する規約」を提案する予定で準備を進めていきたいと考えております。

※共同利用に係る調理器具や食器類の追加調達については、全額、酒々井町の負担となる予定です。



4 今後のスケジュール(案)

- | | |
|-------------------------|---|
| ①令和6年3月教育委員会
定例会議終了後 | 「富里市・酒々井町学校給食センター
受委託に関する覚書」取り交わし |
| ②令和6年4月～6月 | 上記「覚書」等による検討・協議内容を
両市町の関係機関に説明 |
| ③令和6年5月教育委員会
定例会議 | 地方自治法に基づく「富里市と酒々井
町における学校給食事務の委託に関
する規約」の原案審議 |
| ④令和6年6月議会定例会 | 地方自治法に基づく「富里市と酒々井
町における学校給食事務の委託に関
する規約」提案 |



⑤令和6年6月教育委員会
定例会議終了後

学校給食事務の委託に関する協定の
締結

⑥共同利用開始予定(目標)

令和7年9月1日

